

懲戒処分に関する規程

1 盛岡中央高等学校 懲戒規程

(懲戒処分)

第 7 条 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

第 8 条 訓告は、過去の言動を戒め、反省を促し将来を諭すものとする。

第 9 条 停学は、生徒の出席を停止するものとする。

第 10 条 退学は、次のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 懲戒処分の例（問題行動が初回・単独の場合）

問題行動の内容	懲戒処分
殺人、放火、強姦等重大な犯罪行為	【退学】
その他重大な犯罪行為	【退学】【停学】
いじめ・暴力・傷害・威圧・金銭強要・猥褻行為・性非行	【退学】【停学】【訓告】
窃盗・万引・占有離脱物横領	【停学】【訓告】
その他法令に反する行為	【退学】【停学】【訓告】
飲酒・喫煙	【停学】【訓告】
その他の不良行為	【退学】【停学】【訓告】
授業妨害・暴言・器物損壊	【停学】【訓告】
無免許運転	【停学】【訓告】
その他の交通違反	【訓告】
交通事故	【退学】【停学】【訓告】
無断免許取得	【停学】【訓告】
服装規程違反	【訓告】
ICT 機器の使用に関する問題行動	【退学】【停学】【訓告】
その他社会規範に反する行為	【停学】【訓告】
その他本校生徒としてふさわしくない行為	【停学】【訓告】

※問題行動が複数に及ぶ場合や過去に処分歴のある者が再び問題行動を起こした場合は、より厳しい処分を検討する。